

Title	近世前期における百姓夫役と家中普請役：美濃国大垣藩領を事例として
Sub Title	Labor services of hyakusho and kachu in 17 century
Author	安澤, 秀一
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1969
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.62, No.10/11 (1969. 11) ,p.1101(47)- 1129(75)
JaLC DOI	10.14991/001.19691101-0047
Abstract	
Notes	宇尾野久教授追悼特集号
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0047">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19691101-0047</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の縮小と収斂、そこにおける時間的、空間的特徴はまさに、このような生産の最適規模の成立の過程を物語るものである。最も早くこの現象が生ずるのはやはり消費市場たる城下町に最も近く交通便利な諏訪湖周辺の平坦部であり、これに対して最もおそいのは市場から最も遠いY地区の奥部である。農業生産に、商品生産としての性格が導入され、それに伴って農民が経済的に行動するようになれば、「<sup>(16)</sup>経済社会化」が進行する。農民の世帯規模も、それに対応して最適なものへと収斂現象が生じたのであろう。勿論ここでは、世帯規模4.0~4.5人が何故農業生産の規模として最適であるのかについては何も物語ってはくれない。これはおそらく地形や土壌の質、土地の広さ、天候・気温といった自然的条件、作物の種類、藩の支配制度、市場の性質といった社会的条件の組み合わせの内<sup>(17)</sup>で決定されたものであろう。それ故、この数値は全国一律のものではありえない。しかしある数値への集中は地域ごとに見出すことができるということをヨリ注目すべきであろう。

現在、わが国では、徳川時代の小農自立或いは単婚小家族の一般的成立を幕藩制の体制的要求としてとらえる見方がある。そしてこれを実現する手段として検地をおくのである。たしかに初期において領主の発した条令には明らかに小農自立を領主側が望んでいたことを裏付けるに十分な表現をよみとることができる。しかし、そのことに現実面での自立をいきなり短絡すべきではない。一種の農奴解放とでもいうべき小農自立が、領主側の意図によって生じたとするためには、自立を実現させる具体的な手段が見出されなくてはならない。しかし、このような事実は未だ見出されず、今後も見出されることはないであろう。それよりも、筆者は領主側の意図如何に拘わらず、小家族化は進行していたとみる。領主の意図はこのような事実を背景としてのみ理解できる。すなわち、これは農村の経済社会化に伴う現象であり、領主の小農自立政策の結果ではない。領主の政策が小家族化に作用したとすれば、それは兵農分離に伴う城下町の形成とか、年貢の米納・貨幣納への統一に伴う経済循環の強制的創出という間接的影響である。近世初頭の領主は、小農自立を望ましい状態として抽象的には意図しえたとしても、それを実現させるべき有効で具体的な手段は持っていなかったとするのが至当な解釈ではあるまいか。この問題は、本論文の主旨からすればむしろ副次的なものであるが、かつて筆者も論及し、今なお決着のつかない「太閤検地論争」との関連ということからここに示した次第である。

〔補記〕 本論文作成に当っては、共同作業を行った研究グループの諸氏、本塾大学院の穂本洋哉、鬼頭宏両君および特に内田宣子さんの努力に負うところ多い。

注(16) この言葉については速水融『日本経済史への視角』第一、二章をみよ。

(17) たとえば、1820—70年の関東地方の169ヵ村では平均世帯規模は5.4(野村兼太郎『村明細帳の研究』より測定)、1820—30年の越前国大野郡152ヵ村では5.1(佐久高士編『越前国家門人別御改帳』1—3より測定)と、諏訪地方より1人前後高くなっている。

## 近世前期における百姓夫役と家中普請役

—美濃国大垣藩領を事例として—

安澤 秀一

- 1 美濃国大垣藩戸田氏の農政志向
- 2 夫役代米納制以前の夫役と役家
- 3 夫役代米納制以後の諸役負担
- 4 百姓夫役
- 5 家中普請役

### 1 美濃国大垣藩戸田氏の農政志向

摂州尼崎藩五万石を領していた譜代大名戸田氏鎮は、寛永12年(1635)、美濃国石津・多芸・不破・安八・池田・大野・本巢の7郡の内<sup>(1)</sup>で十萬石を与えられ、大垣城に入った。

戸田氏鎮は寛永13年3月2日に、領国の庄屋・惣百姓に対し三種の法度書を下して、その農政の基本方向を示した<sup>(2)</sup>。その一は23ヶ条からなる郷中法度書である。そしてこの法度書の第17条に、「訴人仕候者=被下候御褒美之書付、并走百姓之御法度書いつれも別紙に申渡候事」とある別紙が、その二と三に当る。

郷中法度書23ヶ条を簡単に紹介しておこう。

第1条は切支丹と盗賊について申告せよとのべ、前引の第17条と関連する条項である。

第2条から第5条までと、第15条・第19条・第23条は家中と百姓との関係を規定している。すなわち、第2条は「御奉公人衆は不及申、従者以下に至迄、無手形で在々へ赴き、法度に背いて恣意の言動があれば申告せよとのべ、第3条は「御代官衆并御給人衆」が在々において人馬を無手形で使役することを禁じ、第4条は「御代官衆諸奉行衆」に対し、礼物を贈ることを禁じている。第15条は訴訟の際、百姓たちが、「諸奉公人衆」に請託することを禁じ、第19条で「御代官」は

注(1) 大垣藩主戸田氏鎮の事績については、拙稿「美濃国大垣藩藩法典『定帳』成立考」法学研究33巻9号昭和35をみられたい。また「大垣市史」(伊藤信執筆)昭和5年発行、岐阜県教育会篇「濃尾両国通史」大正13年刊の2著が詳細である。

(2) 大垣藩地方雑記第28「御入国始而郷中へ御法度書之事」小野武夫編日本農民史料集第9巻176—8頁、以下引用の際は「雑記」と略す。

一年かわりに交替するとしている。さいごの第23条は「御給人衆并代官衆・郡奉行、其外役者衆」が支配下にある百姓に代行させて「万売買」することを禁止し、また「付り」において、廻村の際、饗応になる様な余分の酒肴菓子を提供を禁じているのである。総じて、領国における領主支配権の大名への集中・家中の恣意禁止と、行政官僚の不正防止を規定しているといえよう。

他の条項はおおむね百姓の生活内部の問題にかかわっているが、とくに年貢・諸役にふれているのは第13条・第18条・第21条である。第13条は「御免相之事」は充分に詮議して決定するのであるから、免状を下した以後の訴訟は無用であるとし、第18条は「役仕候事、家壺軒=付一ヶ月三日充、御やとひ被成候事」と、夫役提供の限度を示している。第21条は「御皆済以前」の「出物つかえ物」を禁じ、年貢優先をのべ、「付り」において、津留を命じている。なお、第12条は田畑耕作についての連帯責任を「五人組又は其村中并十村組」に負わせている。

百姓の領内確保のためには、第6条において他領他国への奉公禁止をいい、「付り」として、「男女売買停止之事」をあげている。逆に第7条は「外百姓参、永住の意思があれば、米竹木などを与えるとしている。住居については、第9条に「無理して家をこほし、并家之売買停止」とのべ、逆に第11条は「家作り候は、竹可被下候、木之儀は西山北山に而可被下候」といっている。

百姓の生活安定を条件づける簡条として、第5条に「御城日安箱」の存在を知らせ、訴訟の途が開いていることをのべていることは注目してよいだろう。また第20条は「庄屋衆、小百姓へ万事=付非分成儀申懸間敷」とあって、庄屋衆の支配力抑制を図っている。この簡条はさきにもべた家中の直接的な農民支配を抑制する諸簡条と関連しており、近世初頭における大名権力確立過程の一般的な規定である。

また第8条の勝負事禁止や、第14条の百姓たちが大垣に用なく出入することを禁じている条項、および第16条の「万かり物之利足」を、「御定」以上に高くとることの制限や、第22条の「男女大垣への奉公人」の給与を「御定」以外にしないことなど、百姓の閉鎖的な生活秩序を乱すような事柄にも意を用いている。

逆に第10条は「山林之儀は不及申、居屋敷之竹木并竹之子杯、猥にきり取申間敷」として、百姓の山林利用を制限し、竹木に対する領主権を設定している。

上にあげた如き内容をもつ23ヶ条の法度書のあと書は、「撰津国尼ヶ崎よりヶ様之御法度被仰付候故、当地に至而も、如斯被仰付候」とのべ、戸田氏鉄の領国支配の基本的な方向が既に尼崎統治の時期に確立していたことを示している。

このような農政志向に対し、違反者の摘発を奨めているのが、訴人褒美覚書である。

訴人褒美覚書は、1. 切支丹・盗賊の申告、2. 他国他所への移動禁止違反、3. 家中への贈賄禁止違反、4. 百姓の法度違反および家中恣意禁止違反、5. 山林竹木伐取り、6. 走百姓の行衛申告、7. 「在々徒党を結」ぶ者や、勝負事禁止違反の7ヶ条をあげている。ほとんど23ヶ条法度書に規

定されている事柄であるが、さいごの「徒党」禁止はこの訴人褒美覚書でとくに規定されたものである。23ヶ条法度書において、合法的な訴訟の途があることを示し、訴人覚書において、百姓達が集団行動を起すことの違法であることを明らかにし、百姓たちに許された行動の限界を示したのである。

百姓の領国定着政策のうち、走百姓対策をとくに規定したのが、「走百姓法度書」である。

第1条は走百姓が出た時は、まず五人組および十村組に探索の責任を負わせ、更に埒があかない時、縁者親類・其村中と十村組が探索に当ることとする。第2条は走百姓の田畑を収公し、耕作が放棄されることのない様に処置し、走百姓を連れ戻した場合には出身村に置かない事をきめている。第3条は走百姓に宿を貸さないことをきめ、第4条に走百姓の在所を訴え出たものに対する褒賞をきめている。第5条は第2条に重なるが、走百姓の家屋敷の跡に、「能御百姓」を其村中および十村組が才覚して入居させ、田畑耕作に従事させよとのべている。

以上、戸田氏鉄が入国して始めて、在々の庄屋・百姓に向け発した三種の法度書・覚書の概略である。そしてこの基本的な政策志向はその後の大垣藩において代々うけつがれたのである。

氏鉄は慶安4年(1651)、75歳で隠居し、子の氏信に譲っている。そして明暦元年(1655)に歿した。

氏鉄治世の末期、正保元年(1644)に、幕府は美濃国の郷帳作成を美濃国郡代岡田将監・松平光重・大垣城主戸田氏鉄の3人に行なわせた。この時、氏鉄は領内の屋敷・人数の調査をなすと共に、領内の検地をも行なっている。この検地は大垣藩領限りのものようである。もともと、美濃国における近世的な検地と石高制の実施は、天正17・8年(1589・90)の太閤検地(石田三成・浅野長政兩人奉行)に始まる。ついで、慶長14・5年(1609・10)、当時の美濃国郡代であった大久保石見守長安によって、徳川検地が行なわれていた。<sup>(3)</sup>

正保年間は大垣藩農政史上の一画期と思われる。前述の美濃国郷帳作成のためとはいえ、領国内で一斉に家数・人数調べが行なわれ、検地が実施され、その上、正保3年から「夫役代米納」の制度が実現したという一連の制度的変化がみられたのである。次節において代米納制以前の夫役の実態を考えることとする。<sup>(4)</sup>

注(3) 美濃国の天正・慶長両検地帳等の分析を通じて、美濃国各郡の地域的特性を追求した伊藤忠士稿「検地と農民支配」日本経済史大系3 近世上 第3章昭和11がある。また小橋でわれわれが扱おうとする時期の幕領における農政を追求した伊藤忠士稿「17世紀中葉における農政と農民——慶安3年美濃代官法度の分析を中心に——」名古屋大学教養部紀要第12輯昭和43がある。

(4) 近世社会における夫役の問題は経済史研究の系譜のなかでも早くから関心もたれ、戦前の業績もかなり多い。戦後は、とくに太閤検地論争のなかから、村共同体論・夫役論・軍役論の三つが派生し、それぞれいちおうの成果をあげている。ここでは研究史的整理を秀村選三稿「福岡藩における夫役賦課法と規制」の、はしがき——夫役に関する問題点——にゆだね、言及を省略したい。秀村選三氏には宮本文次稿「藩社会の研究」所収の前掲論文と、「近世大名領国における夫役諸形態——福岡藩について——」九州大学九州文化史研究所紀要第5号所収の2論文がある。筆者の意図していた論点の多くはすでに秀村氏の指摘するところであり、史料的にもはるかに豊富な内容をもっている。小橋ははなはだ季節遅れの感はあるが、大垣藩という具体例の追加も意味なくはないものと敢えて成稿・発表するものである。

2 夫役代米納制以前の夫役と役家

戸田氏鍊が大垣入城後に発した法度書に、家老軒につき1カ月3日宛の夫役を課したとあるが、「御やとい被成候事」とあり、まったくの無償ではなかった。そして、家中の諸役人が公用以外に私的に百姓を使役することを禁止していた。どのような公用夫役が課せられていたのであろうか。長文であるが、つぎの史料を引用してみよう。<sup>(5)</sup>

覚

- 一 御領在々堤川除御普請、御国役之代に村々御百姓中ノ人足を以、仕来申候事
- 一 老箇月に二日宛之人足、村々ノ出し来申候事
- 一 村送りの人馬相勤来申候事
- 一 御材木・段木、川流し人足出し来申候事
- 一 高百石ニ付米式石宛、夏物成米として毎年差上申候事
- 一 高百石ニ付金子老両、夫金として毎年差上申候事
- 一 御鷹飼犬出し来申候事
- 一 御馬屋等御家中馬之入草・糠・藁、出し来申候事
- 一 御普請細、出し来申候事
- 一 柳かり人足之事
- 一 大水出申候時分、下輪堤抱申松明之事

右拾壹ヶ条之品々、先御代より御領地御百姓中、或は上納、或は人足を以相勤来申候得共、此小役之分、御赦免被成、高百石ニ付七石五斗づつ御役米を出し、御請仕度と御訴訟申上ヶ相極申候事

右御役米にて御請仕候外に、御百姓中より可相勤品々之覚

- 一 御上洛并御公儀様より被仰付御普請之事
- 一 御陣并御国替等之時分、人馬御用之事
- 一 洪水出申候而、所々御堤切れ申候、其外急成御普請等御座候ハ、何分にも人足出し可申候事
- 一 御材木・段木用流し、其外何れにても小人数にて不成儀御座候而、御百姓中御遣被成候ハ、相応之御扶持方米可被下候事<sup>(6)</sup>
- 一 在々御用ニ付被遣候諸役人着替持、其外軽き村送りの人足、如前々相勤可申候事
- 一 村々井水并水落之江堀御普請、村々人足を以相勤可申候事

右数ヶ条之旨、御百姓中御訴訟仕候子細ハ、御国役代々方々御普請所へ毎度罷越相勤申候ニ付、殊之外入用多、人数費申候故、御百姓中耕作も不成候て、存之外痛申来、諸事小役共を御赦免被遊、御役米を上納仕、而々存儘に耕作仕度之旨、願申候ニ付、御訴訟申上候、其趣御郡奉行衆迄取次申候処、色々御吟味之上にて、右ヶ条書之通、被仰付、我々共手下御百姓中へ申渡候得ハ、何れも過分至極奉存候旨、私共手前へ御請状取置申候、為其仍而如件

注(5) 雑記第27 夫役米之事 169~76頁、夫役米御帳品々の覚 に引用されている請状の写である。

(6) 雑記には「不」とあり、座右秘鑑 小野武夫編近世地方経済史料第7巻所収の同文覚書には「可」とある。意味は反対になってしまう。ここでは文意からいっても、可をとるべきであろう。なお大垣藩についての地方書には、上にあげた二種の他に、同一著者によるものと思われる「郡令類鑑」がある。大垣市立図書館所蔵。

正保三年丙戌四月廿一日

月御番衆

代官誰

上の覚は三つの部分からなっている。一は代米納を許された11ヶ条の小役に関する部分であり、二は代米納を許されなかった6ヶ条の小役に関する部分、そして三はこの覚を差上げた代官たちのあと書になる。

右の覚を引用している大垣藩地方雑記の説明によると、当時の代官は15名であり、まず同趣旨の請状を百姓からそれぞれの担当代官に差上げ、代官達はまた銘々が右の覚を郡奉行に差上げたとある。こうした小役の代米納を許した契機が正保二酉年に行なわれた百姓達の訴訟にあったことはあと書に明らかである。

濃尾平野は周知の如く、掛斐川・長良川・木曾川の三大河川によってつくられた沖積平野であり、いわゆる輪中村落が早くから形成されていた。すなわち、川・悪水路の施設や、村落を圍繞する堤防の建設等々、土木工事が大規模に必要とされていたのである。しかしあと書にある如く、御普請所への出役が百姓の農業渡世にかなりの影響を及ぼしていた。

丁度、戸田氏鍊が大垣へ転封した時期に、美濃国での国役普請のあり方に変化があった。それまで、御料・私領や、所領の大小に関係なく、美濃国中一統に国役普請が行なわれていたのが、壹万石以上の大名は領地切に自己負担で普請を行ない、1万石以下は国役普請に依存することとなったのである。このため、大垣藩の百姓は「毎年正月上旬より御百姓人足を出し、或は五里七里或は二里三里宛、遠所へ罷越、四月中迄も相勤申候故、而々家職之耕作等手廻しも難成、其上彼是入用も多御座候故、旁以御百姓中殊之外痛申候」といわれるような状態におかれていたのである。<sup>(7)</sup>

それでは23ヶ条法度書第18条に「役仕候事、家老軒ニ付一ヶ月三日宛、御やとい被成候事」とあり、また前引覚書の代米納された諸小役の第2項に「老ヶ月ニ二日宛之人足、村々ノ出し来申候事」とある夫役負担の割懸はどの様に行なわれたのであろうか。

戸田氏が人改めを行なっていたことは寛文13年もしくは延宝2年に制定されたと思われる(なおその原型は明暦2年成立と推定できる)「定帳」の勘定之部第31条26項に「在々家付人改」なる帳簿があげられており、毎年正月に藩主に差出されることになっていたことから明らかである。この帳簿は領内の使役可能な労働力量を把握することが目的であった。<sup>(8)</sup>

村方で作成された関係史料で管見の限りを示せば、寛永20年の目付をもつ、本巣郡神海村の「家付覚」があり、また年代未詳(ただし貞享頃と推定できる)であるが、「美濃国養老郡乙坂村家並改帳」

注(7) 雑記 169~70頁。

(8) 大垣藩「定帳」については拙稿「美濃国大垣藩法典『定帳』成立考」法学研究33巻9号昭和35に、史料批判に力点をおいた考察を行ない、また拙稿「美濃国大垣藩の財務機構」地方史研究10巻2号および4号(44・46号)昭和35に、「定帳」に規定された財務関係の考察を行なっているので、参照されたい。

(9) 高橋家旧蔵文書 この史料は所三男崎「近世初期の百姓本役——役屋と夫役の関係について——」野村博士還暦記念論文集「封建制と資本制」136~9頁に全文が引用されているので、掲示することを省略する。

(10) がある。神海村の家付覚は下書であるため、役人数算定の基礎となる役免除者(庄屋・歩の役職者と、盲などの不具者その他)を書き直して、出来るだけ、役負担を軽減しようとしていることが判る。乙坂村の家並改帳は藩に差出したものの控である。

それでは使役可能な労働力量を計算するに当たって、どのような原則がとられていたのであろうか。

後年の記述であるが、つぎの説明をみられたい。

古来御国役人と云もの有之処、正保三年七分五厘の夫役米御定之節、代米に積込相止、貞享二丑年家並御改本役人相定之処、元禄十五年秋村々家別に、持高・家之大小・家内人数・男女之訳・年齢・牛馬の有無共、悉取立、其近所五六村の役人立会、無高并高持にても十五歳以下・六拾歳以上之者は相除、見立を以、歩付を致し、差出候を翌末の秋吟味の上、相定む、横井村の帳面に、

御百姓改の歩付、御領内一同故、中倍の法を以、老人老歩付改、拾歩にて本役老人に、御領内中吟味之相定候の定候内、古本役に式人増村は老人引、老人増は半人引、御領内ならし引法に仕候、御領内中の増村は不残如此候

人馬奉行 豊田弥惣次 井野善太夫

右之通記有之、此本役人遣ひ道は(以下記述を欠く——引用者)

有子細而歩引に相成候訳等は猶村々に記之

元禄15年に行なった家並改・役人数算出の原則をのべているのであるが、老人老歩とする歩付の方法はすでに寛永20年の神海村家付覚に採用されている。異なる点は寛永期と元禄期における村落把握の基準の違いである。つまり農業外生業に従事し、或いは労働力として不充分である身体欠陥者等の存在を現実的に認め、村落居住者を全て計算の出発点としている寛永期の村落構造と、正保一貞享にかけて、持高所持が村落構成員であることとなるような、いわば農業経営の固定化、あるいは家格の固定化の方向が確立していった、その結果としての元禄期の村落構造との違いなのである。後者の場合、無高は無高であることによって、たんなる村落居住者ではなく、持高所持の負の側面を表現している。それゆえ、村落構造の形成要因として計算の基盤に組みこまれるのである。この過程を通じて、役人負担の家柄、もしくは持高の明示の行なわれた家柄などの固定化が、しだいに「役家」という表現を家格の指標たらしめることとなったのである。(12)

ここでは大垣藩地方雑記にあげられている赤坂筋16ヶ村の、村高・家数・人数・役家・本役人に関する数値を検討してみよう。正保元年・延享元年・弘化三年とちょうど100年ごとに記述があるので表1にまとめてみた。(13)

注(10) 岐阜大学所蔵文書。この史料は連水融稿「近世初期の家数人数改と役家について」慶應義塾大学経済学年報1所収、32頁に引用されているので掲示することを省略する。

(11) 雑記第24本役人之事162・3頁。

(12) 「人詰改帳」を作成していた信州真田藩の事例によって、この問題を考察した拙稿「信州真田領農村における諸身分についての覚書」社会経済史学22巻4号をみられたい。また、かつて、故遠藤進之助氏が提唱された「役家体制」論は役家設定の論理の差異を考えていない点からみても、無理があったといえよう。遠藤進之助稿「徳川期における村共同体の組成——本百姓身分を中心に——」史学雑誌64編2号。

(13) 雑記第41赤坂筋之事252~432頁。

表1 赤坂筋村々家数人数役家役人数

年次 村名	村高 (御朱印高)	正保元年(1645)					延享元年(1745)				弘化2(1844)					
		家数	男	女	計	1戸当り平均人数	家数	高持役家	本役人	役家当り平均労働力	家数	男	女	計	1戸当り平均人数	
徳光村	505.520	39	49	59	108	2.7	12.962	53	20	3.0	1.5	36	76	83	159	4.4
中曾根村	710.318	42	87	76	163	3.8	16.912	48	30	5.0	1.7	26	61	52	113	4.3
長松村	1,634.412	88	120	131	251	2.8	18.573	118	57	11.5	2.0	99	212	188	400	4.0
矢道村	440.790	46	64	70	134	2.9	9.582	45	15	4.5	3.0	52	105	101	206	3.9
昼飯村	636.770	58	80	87	167	2.8	10.979	56	35	7.5	2.1	—	—	—	—	—
荒尾村	815.510	89	131	161	292	3.2	9.163	101	58	10.0	1.8	117	245	236	481	4.1
赤坂村	1,081.140	182	249	297	546	3.0	5.940	—	—	—	—	—	—	—	—	—
池尻村	1,200.582	102	151	162	313	3.0	11.770	85	44	9.0	2.0	86	152	138	290	3.3
笠縫村	292.813	39	60	54	114	2.9	7.508	40	14	3.0	2.0	29	50	43	93	3.2
河間村	451.186	59	78	81	159	2.7	7.647	47	29	5.0	1.7	28	53	61	114	4.0
笠木村	404.153	11	16	17	33	3.0	36.741	26	11	2.0	1.8	22	60	47	107	4.8
一色村	482.945	31	31	29	61	1.9	15.579	32	19	4.5	2.4	35	88	70	158	4.5
木戸村	1,203.783	94	130	151	281	2.8	12.806	82	36	8.0	2.2	79	182	147	229	4.1
室村	596.114	52	54	86	140	2.6	11.464	83	30	4.0	1.3	100	170	204	374	3.7
宮村	244.073	16	29	26	55	3.4	15.255	50	10	1.0	1.0	57	104	105	209	3.6
切石村	269.888	23	34	30	64	2.7	11.734	49	13	1.5	1.1	105	189	192	381	3.6
計	11,156.619	971	1,363	1,517	2,881	2.9	11.490	915	421	79.5	1.9	871	1,747	1,667	3,312	3.8

表中、村高の下に括弧して御朱印高とあるのは戸田氏領が大垣城主に封ぜられた時に示された村高の意である。大垣藩領の村々は前にも述べたように、天正~文禄年間の太閤検地、慶長年間の徳川検地、正保年間の戸田検地の3回をうけているが、御朱印高はたいいていの場合、太閤検地での村高を用いている。

さて、正保元年と弘化元年については家数と男女人数しか記されていない。延享元年だけが家数・高持役家・本役人を記している。本役人1人が10人の労働力量を現わすのであるから、ならし引を考慮に入れないで考えると、無高の家を除き、高持役家といわれる家に属しているものの16歳以上60歳未満の健康な男女の人数を推し測ることができる。たとえば徳光村の場合をみると、本役人3人であるから、健康な男女人数は30人であり、高持役家20軒は平均して、家内に1.5人の労働力量を有していることになる。最高は矢道村の3.0人、最低は宮村の1.0人で、15ヶ村合計では1.9人となる。

弘化2年の1戸当り平均人数は14ヶ村合計で3.8人となり、延享元年の役家当り平均の丁度倍になる。3.8人は夫婦2人と15歳未満の子供2人といった家族構成を想定できる数値である。

右にくらべ、正保元年の数値は16ヶ村合計の1戸当り平均人数が2.9人であって、延享元年と弘化2年の数値の中間値をとっている。正保元年の男女人数をみると、男女比は16ヶ村合計で47.3と52.7の割合であり、弘化2年の場合の男52.7・女47.3と、丁度入れかわりになっている。男の人数を控え目に報告しようとした作為を読みとってよいだろう。

また前引の本役人数計量の原則からみて、正保元年の男女人数は15歳以上60歳未満のものだけと考へた方がよい。

ところで同じ大垣藩領に属する本巢郡神海村の延宝年間の人口構成をみると、15歳以上60歳未満の労働人口は血縁者人口の約60ないし65%をしめて<sup>(14)</sup>いる。赤坂筋16カ村合計の1戸当り平均2.9人を労働人口とみて、神海村の労働人口比を適用して血縁家族人数を求めると、1戸当り平均4.8ないし4.5人となる。この数値は神海村の延宝期における血縁家族人数にはほぼ近く、近世前期における家族構成の一般的な数値とみてよいだろう。

恐らく正保元年における男女人数は赤坂筋村々における夫役割懸の基準となる「人改」の結果であり、「本役人」算定の基礎となったのであろう。そして、その場合、家数にあげられている戸数に夫役を負担しない家が除かれているかどうかは不明であるが、延享元年との違いは明らかであり、年々変化したと考へた方がよいだろう。

### 3 夫役代米納制以後の諸役負担

#### イ 本巢郡神海村の村況

夫役代米納制度が行なわれる様になって以後、村々における年貢諸役負担体系が、具体的にどのようなものであったのかを詳しく検討してみよう。ここで取上げるのは本巢郡神海村の事例である。<sup>(15)</sup>

根尾谷に発する根尾川が平野部に出るまでの東側に、根尾村と境を接する奥村、そして金原村、木倉村、川内村、佐原村、神海村、木知原村、山口村と続く8カ村は、中世には外山村と呼ばれ、<sup>(16)</sup>太閤検地に際しても、一括した単位として扱われていた。<sup>(17)</sup>寛永19年以来、大垣藩戸田氏領の所領となったが、外山筋と呼ばれる大庄屋支配の管掌単位であった。

表2は外山筋8カ村の村高の変化を示すものである。太閤検地における石高と、正保検地における石高とを示し、またこの間に成立した枝郷の有無とその家数を付しておいた。天正17年を100とする増加指数を示しておいたが、平野部に村域の半ばをおく山口村と、根尾谷に接する奥村がともに低く、中間部の6カ村はかなりの石高打出しが行なわれている。山口村・奥村の2ヶ村を除いた

注(14) 野村研究会神海村共同研究班「大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計——延宝2年より明治5年まで——」三田学会雑誌53巻10・11合併号による。

(15) 神海村に関する史料は管見の限りでは宗門改帳・五人組帳を主要な内容とする野村兼太郎蒐集神海村文書、年貢関係史料を主とする徳川林政史研究所旧蔵神海村文書、家付之覚その他を含む高橋家旧蔵神海村文書の3種が慶應義塾大学経済学部所蔵であり、他に、岐阜県立図書館に神海村御用留、大垣市立図書館に天正17年神海村検地帳が所蔵されている。なお神海村の村況と、人口統計については、野村研究会神海村共同研究班「大垣藩領美濃国本巢郡神海村の戸口統計」三田学会雑誌53巻10・11合併号をみられたい。

(16) 勅修寺文書第1冊 東大史料編纂所影写本。

(17) 天正17年の神海村検地帳はつぎの表題をもっている。「ミの国本巢こほり御検地帳外山のうちこうミ村」大垣市立図書館所蔵 この検地帳の分析成果は、本稿執筆のさい、自宅になく、割愛せざるを得なかった。

表2 外山筋八カ村村高変化表

	天正17年	正保4年	増加指数	枝郷	家数
山口村	石 315.930	石 511.669	162	すほみ	4軒
木知原村	76.362	511.085	670	—	—
神海村	118.006	588.833	499	内野・外野	28
佐原村	86.408	485.725	562	鍋原	11
木倉村	94.953	484.077	510	伊洞	8
川内村	249.253	974.656	390	—	—
金原村	92.380	465.083	503	日当	46
奥村	118.150	172.620	146	—	—
合計	1,151.442	4,193.748	364		

6ヶ村平均の増加指数は522となる。石高の増加は検地仕法の変化にもよるだろうが、根底には生産力の急伸を認めねばならないだろう。農業技術や、経営形態の変化は一つに反当収量量の向上をもたらし、石盛を高くつけることになろうし、二つには耕地の拡大をもたらし、石盛をかけあわせる対象である反別の増加となる。

神海村についてももう少し年次をこまかくみてみよう。表3に神海村の天正17年から寛文10年までの村高変化を示してみた。

神海村村高は本村分・入作分・3新田分と5つに分けられる。天正17年に認められた佐原村入作分はその後いわゆる「村切」をされて佐原村へくりこまれることなく、年貢の負担は神海村を通じて行なわれている。つまり本村分のうちとして扱われている。

表3 神海村村高変化表

	天正17 (1589)	慶長15 (1610)	正保4 (1647)	明暦3 (1657)	寛文10 (1670)
神海村本村	石 93.250	石 281.188	石 462.712	石 462.712	石 462.712
佐原村入作分	24.756	113.372	126.121	126.121	126.121
内野新田				61.528	61.528
外野新田				60.318	60.318
権三郎新田					40.816
合計	118.006	394.560	588.833	710.679	751.495
増加指数	100	308	499	602	634

内野・外野新田は承応2年に草切りが行なわれ、明暦3年に検地請となっている。

権三郎新田ははじめ庄左衛門新田の名で寛文7年に草切りがあり、寛文10年に検地請となった。

表3に表示しなかったが、元禄12年(1699)の村高を天正17年にくらべると、増加指数は686であり、安永4年(1775)の村高を増加指数でいえば、615となる。天正17年(1589)から寛文10年(1670)までの上昇の傾向は年平均6.1であり、寛文10年から元禄12年(1699)までの上昇率は1.8におち、元禄12年から安永8年(1775)までは逆に年平均0.9の低下率を示している。したがって、神海村における村高の増加趨勢は寛文期を実質上のピークとし、元禄期まではかつての余勢に支え

られて、形式上のピークに達しはしたものの、それを維持し続ける力がないため、村高がしだいに減少し、みかけのピークから、実質上のピークである寛文期に近い線に落ち着いたとみてよいだろう。<sup>(18)</sup>

神海村には寛永6年と寛永20年の持高帳が残っている。表4に規模別構成をあげてみた。寛永6年の「惣地下中高帳」は太閤検地による村高を34戸がわけもっている。寛永20年の持高帳は慶長14年の徳川検地による村高を34戸でわけもっている。<sup>(19)</sup>このことからみて、規模別が必ずしも実際の経営規模を示しているのではないことは明らかである。

表4 神海村持高規模別構成表

	寛永6	寛永20
20石以上	0	3
20石未満 15石以上	1	1
15～10	0	7
10～5	5	6
5～1	12	11
1石未満 5斗以上	11	2
5斗未満	5	0
無高	0	0
不明	—	4
人数計	34	34
持高合計	石 93.250	石 281.479
持高最高	19.180	27.145
村高	118.006	394.560
内佐原村 入作分	24.756	113.081

また両者の人名は必ずしも一致しない。なお寛永20年の持高帳は欠損のため4名の持高が不明である。ただし入作分113石081と、持高確認分計251石763を村高から引くと、残りは29石716で、一人当たり7石429となる。これは入作分だけを除いた281石479に対する34戸の平均8石279より少し下廻る数値である。

寛永20年は神海村が大垣藩領に編入された翌年であり、年貢納入の基礎を徳川検地の村高に変更したことから、持高の確定を行なったのであろう。同時に家付人改めも行なった。

寛永20年の「家付之覚」によれば、家数は49家であるが、うち7家は明家とされている。そして、庄屋・年寄・あせち・こあるき・御蔵番といった村役人、奉公人・地下奉公人といった非自立者、やもめ・後家・うばのごとき家族形態に欠陥のある者、および天王弥五郎・目くら・目たたき・はちたたき・ねぎなど、農業経営と結びついていない者、と明家7家の計39家を除いて、残り「九家」が役家の数だとしようとしている。計算に誤りがあるのは、本史料が下書きであって、しかも計算違いから生じたのではなく、意図的に負担基数となる役家の数を出るだけ少なく申告しようとしたことによるだろうと思われる。

持高帳に示された高持百姓と、役家算定との数が相違するのは、後者が非高持まで家数に算入していることによるが、それ以上に、持高帳作成の目的が個別の本年貢負担者を確定することにより、家付覚作成の目的は村を単位とする夫役割懸の基準測定のためと、それぞれ異なる経済的機能と内容をもっているからであろう。年貢の場合は石高制をとっていることから、年貢の量と質は固定的であり、かつ数量的測定が可能であるのに対し、夫役は村単位に徴集されるとしても、夫役の量と質は流動的であり、不特定である。従って、役家とされた特定の個人が夫役を負うのではなく、村を単位に夫役量が算定され、村中として負うことになる。その場合、実際には誰が夫役に出ようと、

注(18) この点は神海村の人口構造の展開形態とからめて考える必要がある。注(14)の論稿を参照されたい。

(19) 表紙を欠いているので、正確な表題は判らないが、内容は持高帳である。持高の内容つまり、一筆一筆の面積などはなく、ただ持高のみが記されているだけである。

表5 貞享5年神海村無高人改帳内訳

	高なしうば	無高	人数	(男)	村内 作り奉公	出奉公	一銭そり	庄屋江奉公	高持	家数計
神海村本村	10	5	18	(11)	7	1	1	2	49	64
外野新田	—	5	17	(10)	6	猿働進 1	日ノ目切 1	2	5	10
内野新田	—	8	47	(20)	請作 12	本村奉公 1	病人 1	6	—	8
計	10	18	82	(41)					54	82

賦課された夫役量さえ確保できればよいのである。

表5は貞享5年(元禄元年—1688)に作成された無高人改帳を表示したものである。機能的には家付人改めをうけついで史料であろう。直接の目的は無高人の調査である。夫役代米納制が村々に定着したあとの調査であり、さきに赤坂筋村々の役家・役人数の状況をみた際の延享元年調査の、いわば書かれていなかった側面を示すとみてよいだろう。

「高なしうば」は非生産人口の部分であり、無高はなんらかのかたちで、直接生産に、もしくは村落の日常的な営みに従事していることの表現とみてよい。内野新田・外野新田が無高ばかりであるのは開発事情による。村内作り奉公以下の項目は男の従事している生業である。

神海村の村落構造をみていく上で、上述の経済的指標とならんで重要なものは、「五苗」と呼ばれる「姓家」という社会階層の存在である。「姓家」は美濃国で一般的に存在した「頭百姓」のことであり、苗字を名乗ることを許され、苗字を名乗ることを許されていない他の百姓(下百姓という)に対して権威を保持し、下百姓は名前の付け方に武士的な表現たとえば兵衛とか衛門を禁じられ、家の建て方、造作も制限され、衣服もまた区別されている。<sup>(20)</sup>

表6 延宝8年宗派別姓家・下百姓持高一覧

神 宗 32 軒							西 本 願 寺 派 48 軒			
高 橋	鷺 見	玉 置	野 瀬	市 橋	下 百 姓	無 高	下 百 姓	無 高	下 百 姓	無 高
石 △21.831	石 △16.504	石 5.672	石 △38.844	石 4.812	石 △15.718	軒 4	石 △10.983	2.700	0.481	軒 25
△21.808	△11.616	5.271	△6.447		△9.257		△8.311	2.423	0.410	
△19.918	△8.363	0.121			△6.556		8.179	2.325	0.253	
△18.926	5.718				6.496		7.920	2.307		
△17.443					5.043		△6.732	2.155		
△16.304					4.363		5.062	2.088		
△12.722					0.324		4.225	1.921		
△12.626							4.014	1.392		
△11.564							3.938	0.861		
△8.656							△3.268	0.500		
計 10軒	4軒	3軒	2軒	1軒	7軒	5軒			23軒	25軒

注 △印を付した家は下人を雇っている家である。

注(20) 「姓家」については大垣藩の地方書に詳しいが、また松本平治稿「近世美濃における農村社会構成について——頭百姓考」岐阜史学18号 および同氏稿「頭百姓考補遺」岐阜史学12号もこの問題を詳細に論じている。(論文発表の順序が前後している)。

神海村の姓家が「五苗」と呼ばれているのは、高橋・野瀬・鷲見・玉置・市橋の五つに限られているからである。これらの家は高橋権三郎創設の禅宗神海山金輪寺を菩提寺としており、他に若干の無姓の下百姓が金輪寺に属している。殆んどの下百姓は西本願寺派の寺院を菩提寺としているが、それらの寺院はすべて村外にある。こうした関係を延宝8年の場合について、表6に示してみた。

西本願寺派を菩提寺とする下百姓が必ずしも経済的に低いものばかりとは限らず、その経営に下人を雇傭する例も若干みられ、また逆に金輪寺を菩提寺とするものうちにも無高がいたりする。宗派の違いが、経済的な違いを直ちに反映しているとはいえないが、五苗に属するものが1軒の例外を除き、すべて裕福な経済的立場にあることは認められよう。

ロ 神海村における年貢・諸役負担

夫役代米納制が実施されて以後の年貢・諸役負担を明らかにする史料として、「御免割・夫役・御種貸シ万割符米帳」なるものがある。その表題とあと書をまず引用して、この史料の性格を考えてみよう。

(表紙)

明暦三年西五月廿六日

丙申歳神海村御免割夫役御種貸シ万割符米帳

——前略——

右者申之年御物成御免割并夫役米御種かし其外万事村中入用米共ニ、惣百姓中不残、出作高共ニ立合候て、其品々を明細ニぎんミ仕、互ニ合点致シ、相対を以、御帳面ニ書記シ指上ケ申候、先規ノ村割符ニ仕米リ候先例之通、或ハ高ニ応ジ、或ハ家役之大小ニ応ジ、無甲乙、此帳面を以、割符仕候上者、村中小百姓ニ至迄、聊モ申分無御座候、然者面々割符之小帳ニモ不残判形仕、則御代官衆之御改押きり御判を取、庄屋手前ニ預ケ置申候御事、

一 従御公儀様被下請取申ぬかわら細之代米等、庄屋給米諸扶持方下用米ニ至迄も、御奉行衆ノ取取申御手形面之通、一粒之無相違、村中へ明細ニ割符仕、面々儘ニ請取申所実正也、為其右請取米員数、此御帳面ニ書付、指上ケ申通少も相違無御座候御事

右之通御代官衆ノ再三被入御念を、被仰渡候、別而拾村組庄屋中罷出、右御帳面其品々如斯御帳面ニ書記シ、判形仕リ指上ケ申候上者、此外一粒一錢之折懸物・非分之割符物無御座候、若此上ニ而以来何かと申分仕者御座候者、何分之曲事ニモ急度可被仰付候、至其時一言之申理り申上間舖候、後日御請状、仍而如件

明暦三年丁酉五月廿六日

(神海村庄屋組頭6名  
十村組庄屋8名 連印略)

改 富田久兵衛

同 西脇十左衛門

あと書を引用するに当って、「右者……」から一ツ書までの続いた文章を、「先規ノ村割符ニ……」という箇所、引用者が段落をつけたこととお断りしておきたい。

あと書は大きくわけて3つの文段から構成されており、前段は年貢・諸役・村入用など、百姓が

負担した分についての措置をのべ、中段は百姓達が領主側から下付された分の措置をのべ、後段は不正不実の記載のないことについての請書である。

注目すべきことは神海村の年貢・諸役・村入用の勘定帳であるのに、拾村組庄屋が連帯責任を負っていること、つまり大庄屋支配の単位が実際的に機能を果していたことであろう。また奥連印をして、最終的にこの勘定帳の効果を完成せしめているのが、代官であり、この勘定帳が村内部でのみ効果をもつ性質のものではなく、公用の決算帳簿であることである。<sup>(21)</sup>

さて、上納と下付を村中の百姓に個別に配分する仕法の原則が「或ハ高ニ応ジ」ということと、「或ハ家役之大小ニ応ジ」ということの2点におかれていることは明らかである。

つぎに明暦2年度における神海村の高懸りと家懸りととの2つに分けられた負担の費目を列挙してみよう。

〔高懸り分〕

- ① 夫役米ノ内春納銀九二匁六分四厘 大垣嶋屋手形有
- ② 夫役米ノ内夏納銀九四匁四分八厘 大垣嶋屋手形有
- ③ 夫役米ノ内秋納米六石八斗五升四合
- ④ 竹大蔵敷藁買入申代銀廿匁二分四厘 大垣伝馬町清左衛門へ渡ス
- ⑤ 大蔵当り大豆四俵買納
- ⑥ 年中帳紙の代米三斗五升四合
- ⑦ 寺分御年貢のまとひ二斗四升三合
- ⑧ 作兵衛分御種貸利足村まとひ一斗五升二合
- ⑨ 御種貸元利共廿二石三斗六升
- ⑩ 馬屋へ糖菓買納代米六斗一升四合 伝馬町清左衛門へ渡
- ⑪ 村歳下年貢二斗
- ⑫ 庄屋給米三石
- ⑬ 郷中間ノ材木段木の日用賃を半兵衛へ渡ス二斗七升二合
- ⑭ 宮のうはぶき入用二石六斗

〔家懸り分〕

- ⑮ 夫役米の内春納銀一〇九匁六分五厘 嶋屋手形有
- ⑯ 夫役米の内夏納銀一一匁四分八厘 嶋屋手形有
- ⑰ 夫役米の内秋納 六石六斗四升
- ⑱ 紙舟役運上銀二三匁三分 嶋屋手形有
- ⑲ 御鹿狩之時之費用銀廿二匁一分
- ⑳ 廻村役人仕出し米二石七斗三升九合
- ㉑ 庄屋年寄組頭大垣出張日当二石八斗四升二合
- ㉒ 山口ノ筏流、木知原堤入用銀十一匁五分
- ㉓ 日当村ニテノ入用・呂久ニテ道具賃かり代米六斗九升五合
- ㉔ 呂久渡舟のまとひ一斗三合

注(21) 大垣藩の財務関係諸帳簿については拙稿「美濃国大垣藩における財務機構」地方史研究10巻2号・4号をみられたい。

- ⑮ 材木ながし越前日用やとひ中代銀十匁二分
- ⑯ 定使給米二石
- ⑰ 廻村役人薪費用一石二斗
- ⑱ 山年貢米たいてんのまとひ九斗九升九合
- ⑲ 山年貢納の相場損米二斗三升
- ⑳ 松平安芸守赤坂伝馬備貸金一分 南方六左衛門へ渡
- ㉑ 松平越前守大垣伝馬備貸金一分ト九匁八分五厘 伝馬町清左衛門へ渡
- ㉒ 松平丹波守赤坂伝馬備貸金一分ト一匁 南方六左衛門へ渡
- ㉓ 山年貢五石八斗二升六合

以上、33の費目が高懸り・家懸り別あげられているのである。

若干、説明を加えておこう。①・②・③・⑮・⑯・⑰は7分5厘夫役米の3期分納に関するもので、高懸り3分、家懸り4分5厘の割合がきまっている。この明細によると、代米納制が更に代金納の形態をとっていることは明らかである。現夫役形態が代米納化された時、もはや代金納形態も内包されていたとみてよいだろう。支払手段としての機能を果たすという点において、米も、貨幣も同じ条件におかれているのである。

実際に日用賃の如きは、⑯では米で支払われ、⑲では銀で支払われるというように、区別がないのである。ただ金なり銀なり、貨幣形態をとっている支払手段を入手するためには一定の商人を媒介しなければならないし、時には⑲のように相場の見込違いから損米という負担を負う場合も起こるのである。

「まとひ」という文言は共同負担の意であろう。この史料にあげられている費目は高懸り・家懸りの差はあれ、個別の百姓にすべて割当てられるが、⑱や⑲のように退転百姓が出れば、その個人負担分を一たん村中として共同負担に繰込み、これを更に個別に割当てることになる。あるいは最初から村共同の仕事として行なわれるもの、たとえば⑦の寺分御年貢や、⑩の宮のうはぶきや、⑳の呂久渡舟の費用などが「まとひ」となっているのである。

ではこうした高懸り・家懸り分をも含めて、どれだけの負担があったのであろうか。明暦以降、寛文年間の割符帳があるので、これを表示してみよう。

表7に明暦2・万治2・寛文元・2・6・10・11年のそれぞれの毛付高・本年貢・万割符米・家役・引分などをあげてみた。なお参考として、元和5年および元禄12年・安永4年の負担額を前後に付しておいた。

元和5年は免こそ74%と高いが、しばしばのべたように、この村高が太閤検地の時のものである<sup>(22)</sup>にもかかわらず、元和期に至ってなお年貢割付の基礎として使用されているからである。

注(22) 元和5年、神海村は徳川氏直轄地であった。免定の全文を引用しておこう。

本奥郡神海村未之年免定之事

一 高百拾八石貳合 田畑屋敷きん川成共ニ

此取八拾七石三斗貳升壹合 但高ニ存七ツ四ト取

表7 神海村本年貢・諸役負担額

年号	毛付高		I 本年貢		II 万割符米		III 家役		引分	負担額計		
	石高	%	石高	%	石高	%	石高	%		石高	石高	%
元和5	118.002	100	87.321	74.0								
明暦2	547.799	100	166.805 (43.686)	30.5	42.347 (7.827)	7.8	32.502	5.2	4.098	237.556 (51.513)	43.4 (9.2)	
万治2	549.623 (113.372)	100 (20.6)	213.529 (56.686)	38.9	38.084 (2.600)	6.9	25.521	3.9	4.144	273.090 (59.286)	49.7 (10.8)	
寛文元	671.469 (166.666)	100 (24.8)	221.178 (48.383)	32.9	16.491 (3.953)	2.5	31.766	4.7	7.189	262.246 (52.336)	39.0 (7.8)	
寛文2	671.469 (134.550)	100 (20.0)	238.491 (53.820)	35.5	17.098 (2.600)	2.5	30.232	3.8	5.001	280.820 (56.420)	41.8 (8.4)	
寛文6	550.500 (133.125)	100 (24.2)	164.638 (41.935)	29.9	18.071 (2.663)	4.5	17.894	3.2		207.428 (44.598)	37.7 (8.1)	
寛文10					23.749				2.987			
寛文11					15.341		19.933					
元禄12	374.738	100	142.400	38.0								
安永4	385.768	100	111.873	29.0								

注 括弧内は佐原村入作分を示している。

内野新田	毛付高		本年貢	
万治2	61.548	100	9.232	15.0
元禄12	69.691	100	10.454	15.0
安永4	31.690	100	6.021	19.0
外野新田				
万治2	43.331	100	6.490	15.0
元禄12	81.845	100	12.277	15.0
安永4	72.200	100	12.996	18.0
権三部新田				
元禄12	46.452	100	9.290	25.0
安永4	69.499		14.595	21.0

での村高394石560と比べれば、免率は22.1%にすぎないことになる。ただし、割付文言に「役米ハ別ニ割可被申候」とあるので、高懸り・家懸りになるべき諸役負担が加わることになる。ともあれ、幕府直轄地であった元和期の年貢負担は形式上は極めて高く、実質的にはかなり低かったことになる。

明暦2年から安永4年に至る分には内野・外野・権三郎の3新田が入っておらず、本村分だけである。新田年貢については表7の下段にあげておいた。新

田の年貢率は15%ないし25%といたって低い。

元禄12年は村高としては神海村での最高を示していたが、毛付高でみると、寛文期をはるかに

右之分ニ未之年御定リ惣請ニ相定候間、地下之庄屋・年寄・小百姓・田作共ニ老人不残立合、田畠之上下ニ付、高分無之様ニ致免割、米ル十一月廿日以前ニ皆済可有候、若右之日限相延候ハ、可為越度候、役米ハ別ニ割可被申候、若從公儀當取不足之由被仰候ハ、何時モ其方江可申候、為後日仍加件

元和五年未十月十日

石原清左衛門判  
山田長右衛門判  
岡田将監判

神海村御庄屋・年寄中  
御小百姓中

下廻り、安永期も同様である。従って年貢率は寛文期とそう変わらないが、年貢量の絶対額は寛文期を下廻っている。これからみても、神海村における生産力の上昇は寛文期に頭打ちしたとみてよいだろう。

また寛文10・11年の分に空欄が多いのは史料記載の仕方に变化が起って、6年までのような詳細なものを作成しなくなったためである。その理由はにわかには明らかでないが、寛文7年に夫役代米納制についての訴訟があり、改めて百姓側に代米納制承認の請状を差出させているので、これと関係しているかと思われる。<sup>(23)</sup>

さて、明暦一寛文期の負担額をみてみよう。本年貢は毛付高に対してはほぼ30%から40%の間を上下している。毛付高は作柄を反映しており、検見の評価をうけた結果と思われるが、さらに本年

表8 神海村諸役・村入用

	明暦2	万治2	寛文元	寛文2	寛文6	寛文10	寛文11
夫役米、春夏秋	石 25.497	(万治2年以後夫役米の記載を欠く)					
段木流入用	0.869	(やな入用) 2.292	1.046	—	—	—	—
鹿狩入用	1.160	0.979	—	—	—	—	—
大蔵厩入用	1.424	3.491	3.924	6.285	2.670	6.609	4.028
御奉公人中間入用	3.939	3.915	4.924	5.269	3.295	2.660	4.230
伝馬役入用	(3回) 1.986	(7回) 3.217	(4回) 3.062	(8回) 5.095	(7回) 1.866	(10回) 2.581	(19回) 6.400
歳下年貢	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200	0.200
御かり米	—	22.733	—	—	—	—	—
種貸米	(元利共) 22.360	5.160	5.740	5.160	5.160	—	—
山年貢	6.156	7.821	6.786	6.825	6.860	1.770	1.280
紙船運上	0.644	0.477	0.627	0.614	0.426	0.425	0.459
免割入用	—	0.308	0.200	—	0.350	(十村入用) 1.175	(十村入用) 1.596
年中帳紙	0.354	0.330	0.400	0.600	0.663	0.800	0.848
宗門帳入用	—	—	0.200	—	0.750	—	—
庄屋給	3.000	3.000	4.342	3.000	3.000	3.000	3.000
定使給	2.000	2.000	2.000	2.000	2.800	3.085	2.441
山廻り給	—	0.800	—	—	—	—	—
庄屋・組頭大垣出張飯米	2.842	4.056	4.054	4.774	5.120	4.651	3.170
呂久渡舟入用	0.103	0.080	0.097	0.100	0.090	0.060	0.060
村蔵修理	—	—	0.390	0.630	0.902	—	0.436
退転百姓	1.151	2.747	5.790	6.378	6.634	—	6.413
祈禱入用	—	—	—	—	(雨乞) 0.726	—	(悪敷類) 0.962
日待入用	—	—	—	—	0.398	0.250	0.200
寺社修理	2.843	—	—	0.250	—	—	—
雑	—	—	0.486	1.304	—	—	—

注(23) 雑記 172・3頁 寛文7年6月25日差出請状。請状全文は66頁に引用してある。

貢率も変動していることは何故であろうか。

万割符米と家役の項に集計されている諸役はしばしばのべてきたように不特定負担であるから変動するのが当然であろう。

引分は下用米であり、量的にはそう多いものではない。

負担額と引分を相殺した残がさいごの負担額計である。率にして、38%から50%の間を上下している。ただしつぎにのべる如く万治2年以降は夫役米負担を計上していないので、率はこの数値より5%位高くなるだろう。

つぎに明暦2年の事例で33項目を数えた高懸り・家懸りとなる諸役・村入用の明細を整理して、表8に示してみた。真中に線を引いて区別したのは上段が諸役負担、下段が村入用負担に属するかというだいたいの目安のためである。

7分5厘夫役米は明暦2年だけに記載されており、以後記載を欠いている。他の諸項目は変動の多いものと、さほどでないものと、ほぼ額が一定しているものとに大別出来るが、「年中帳紙」の項が年々増加の傾向を示しているのは村の行政的機能が文書主義的に整備されていることの現われであろうか。ともあれ、諸役・村入用は年々変化し、不特定かつ流動的であることが明らかである。

さてこうした諸役・村入用が個別の百姓に割当てられるのは、高懸り・家懸りの原則によってである。高懸りは持高の大小によってきまるが、

表9 寛文10年神海村家役割懸基数表

	一軒当り歩数	戸数	小計
一番役	分厘 9.6	9	分厘 86.4
二番役	8.0	7	56.0
三番役	5.6	7	39.2
四番役	3.6	7	25.2
五番役	2.4	10	24.0
六番役	1.6	5	8.0
合計		45	238.8

家懸りはどの様な基準が用いられたのであろうか。割符帳には「家役之大小ニ応ジ」とあった。「家役」とはどのような内容をもっているのだろうか。寛文11年の割符帳には家役の割懸けに用いられる基準が記してある。

これを表9に示してみた。

45軒の百姓は一番役から六番役まで、その負担係数によって区別され、負担係数としての歩数の合計は238分8厘となる。「拾歩にて本役老人」であるから、神海村の「本役人数」は2.4人もしくは2人半と表現してよいだろう。これを一番役から六番役にまで按分配当する場合、それぞれの歩数が4厘の倍数として構成されていることに気がつかれると思う。問題は一番役から六番役までのどれに個別の百姓を指定するのかの基準である。

このことを考えるため、持高の大小と、家役の番数との関係を表10に示してみた。ただし明暦2年度のみは負担石高しか記載されておらず、しかも高懸り・家懸りの負担合計であるため、負担石高から持高を逆算することが困難である。そのため、明暦2年度のみは負担石高の規模によって区分した。

表10 神海村持高規模・番役相関表

年号 持高 規模	万治2年						寛文元年						寛文2年																		
	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥													
30石以上	1					1	1						1																		
30石未満 20石以上	1	1				1	1	1					1	1																	
20~15		1				1	2	1		1			1	1		1															
15~10	4	2	2			10	2	1	2	1			1	1	1	1															
10~5	3	4	3			11	2	3	4	1			4	5	5	1															
5~3	1	1	1	1		4	1	1	1	1			4	4	4	1															
3~1	1	1	1	1	2	6	2	1	2				2	2	2	1															
1石未満	5	1	1	1	1	9	4	3	3	1			6	6	6	3															
計	11	10	7	6	5	39	51	8	10	8	5	7	1	10	49	7	8	10	6	1	7	15	54	7	9	10	6	1	4	27	64

  

年号 持高 規模	寛文6年						寛文10年						寛文11年																	
	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥	①	②	③	④	⑤	⑥												
30石以上	2					3	2						2																	
30石未満 20石以上	1	3				4	1	1					1	1																
20~15		3				3	2	2					2	2																
15~10	1	1	1			4	2	1	1				2	1	1	2														
10~5	4	6	2			12	5	4	1	1			3	5	2	2														
5~3	1	1	1	1		4	1	1	1	1			1	1	1	1														
3~1	1	1	1	1	2	6	2	1	2				2	1	2	2														
1石未満	5	1	1	1	1	9	4	3	3	1			6	3	3	3														
計	11	10	7	6	5	39	51	7	7	6	2	6	15	23	8	7	7	6	10	5	21	68	8	7	7	6	10	5	21	64

注 持高逆算不能のため、負担額で区分した。

明暦2年度を除いて、他の年度をみると、無役と無高以外は持高規模と番役区分の間かなりの相関関係を見出しうる。明暦2年度は無高のものでも家懸り負担があるため、階層別区分では1石未満の箇所を含められている。しかし持高規模別で見れば、他の年度と同じ様に、無高と無役以外の百姓の場合、持高規模と番役区分にかなりの相関関係を認めることができるだろう。しかし、その関係が固定的なものでないことは規模別区分の戸数や番役所属の戸数がそれぞれ年々変化していることからみて明らかであろう。そのことはまた、前節に引用した「御国役人と云もの……」に「持高・家之大小・家内人数・男女之訳・年齢・牛馬之有無共悉取立」とある点からも裏付けられる。

無高で無役という例は万治2年・寛文元年には存在しないが、寛文2年以降は8ないし7戸現われてくる。また無役のものは各階層に存在しているが、規模の大きいものは、庄屋・年寄(組頭)などの村役人が特権的に役を免除されているのであり、持高規模の零細なものはその家族構成になんらかの欠陥、つまり独身者とか、奉公に出ているとか、老人許りが、逆に年少者許りといった状態が考えられる。

無高でかなり番役順位の高い者がいるのは、万治2年・寛文元年であり、寛文2年以降は下位に集まっている。これは特定の費目についてのみ負担する場合、上位にランクされるが、負担総額からいえば、殆んどいうに足りない場合が万治2年・寛文元年にみられたのであり、次第にそうした事を整理したようである。

以上をもって、神海村を具体的事例とする年貢・諸役・村入用負担の実態追求をいちおう終えることとしたい。ここでも第2節にのべたと同じく、役家なるものが個別に固定化されておらず、流動的なものであることが指摘できよう。

#### 4 百姓夫役

正保3年に代米納化された11種の夫役を、米額に換算するときの仕方はつぎのとおりであった。<sup>(24)</sup>

- 一 米貳千五百石は 御国役人足之代
  - 一 米貳千石は 夏成代米高百石= 村式石宛出候分
  - 一 米貳千石は 高百石= 村夫金壹兩宛出申候代米
  - 一 米五百石は 御鷹飼犬之代米
  - 一 米百貳拾四石は 御厩并御家中馬糞藁之代米
  - 一 米百貳拾六石は 入草之代米
  - 一 米貳百石は 遺藁同繩之代米
  - 一 米五拾石は 松明之代米
- 合七千五百石 七分五厘米

大垣藩の石高10万石に対し、7千5百石は7分5厘に当る。つまり高百石について7石5斗ず

注(24) 雑記第27 夫役米之事 170頁。

つに当る。これを年3回に分けて納めたようである。<sup>(25)</sup>

七分五厘之夫役米可納覚

- 一 七厘五毛 春夫役 五月中納
- 一 七厘五毛 夏夫役 七月中納
- 一 六分 秋夫役 九月中納

右之通、三度に可納、并勘定其年之霜月中ニ可仕事

寛文年間に至り、この7分5厘夫役米制度を再検討したいという百姓側の意向に対し、藩側は在々村方へ出張して、7分5厘夫役米制度をとろうと、以前の国役普請その他について現夫制度に戻ろうと、何れでも百姓側の意向に副った処置がとりうると説明した。結果はつぎのような請状が百姓側から出された。<sup>(26)</sup>  
<sup>(27)</sup>

仕上御請状之事

- 一 先御代々より差上申候夏小物成色々、并高百石ニ付夫金壹両、又は御馬之入草糠藁繩諸役、堤川除方々其品々相勤申ニ付、小百姓等に至迄迷惑仕候間、御百姓之手前より代米を被召上、夫々に被仰付被下候様にと折々申上の段、常閑様御代々被聞召届、其品々并米之直段御積り被成、御百姓之宜様に被遊、代米高ニ付七分五厘通に御究被成、入糠藁繩等は同代米を被下、御百姓方より可被召上候、堤川除は御城様御役人にて可被仰付候、若大分之破損所出来仕、御役人許にて成不申候は、其所の御百姓可仕候、其時の直段に日用金可被下候、但井水并村送りの人足は御百姓可仕候、勿論御公儀御普請・御上洛・御陣等何にても御公儀御役之儀は不及申御百姓より可仕候、其外御段木流し・御鹿狩杯に罷出候時は、御扶持方可被下候、右之通御定可被成候由、被仰出候に付、其通に被仰付候は忝可奉存旨、御百姓不残申上候付、被仰付難有奉存一々御請仕、式拾三年前四年より此通に相勤忝奉存候処、近年御百姓此儀迷惑に存候由、違御聞候ニ付、当番御奉行衆被仰付村々にて御百姓不残被召出、只今迄御定被成候七分五厘迷惑に存候は、先代之通可被仰付候間、望之者書付差上候様にと被仰渡候、尤御意之旨忝奉存候得共、先御代之通にて迷惑に奉存候間、弥以今迄之通に被仰付被下置候は、忝奉存候旨書付差上候処、其通に被仰付難有奉存候御事
- 一 堤川除御普請は如今迄、御城様より被仰付可被下候、御役人にて成不申候ハ、其時之入札にて日用に被仰付可被下候、井水普請其外村送りの儀は、何分にも可仕候、并御鹿狩又ハ御段木流しの時分は、唯今迄之通、御扶持方被下置候ハ、忝奉存何分にも相勤可申候御事
- 一 当春七分五厘之儀御尋に、御奉行衆御出し被遊候節、在々諸奉行非儀成事も御座候成と御尋被成候得共、其時分も如申上、常々御法度堅被仰付候故、不依上下、少も非道がましき儀無御座候、并御仕置に付迷惑仕候儀御座候ハ、申上候様にと被仰出候得共、聊可申上義無御座候、弥以御法度堅相守、耕作等精を出し可申候、為後日御請状仍而如件

寛文七丁未年六月廿五日

何村庄屋

組頭

小百姓不残判形

御奉行所

注(25) 「定帳」第4在郷山中之部27条。

(26) 雑記 172頁。

(27) 雑記 172・3頁。

この請状案文は3段に分かれている。前段は正保3年から7分5厘夫役米制度が行なわれるようになった経緯をのべ、近年7分5厘米に対する百姓の不满のあることを知り、制度存続の可否を問うたが、百姓側から現在の制度の方が現夫制度よりよしとする意向が明らかになり、7分5厘夫役米制度をあらためて請けることとなった旨がのべられている。

中段には現夫を負担せねばならない場合を指定している。この保留夫役については、第2節に見たが、くり返しておけば、1)「川除普請」は領主側の労力によって行なわれること、ただし人手不足の際は百姓を「日用」つまり賃傭とすることがありうる。2)「井水普請其外村送り」は村の負担とする。3)「御鹿狩」、4)「御段木流し」(根尾谷から流す家中用薪材のこと)の2点は「扶持」米が下されること、の4点をあげている。

後段は郡奉行やその他、出郷する役人たちに「非儀」があれば訴え出でよということであったが、「非道がましき」役人もいないし、また百姓が迷惑だと思ふ「御仕置」つまり法もない。今後「弥以御法度堅相守、耕作等精を出し可申候」と結んでいるのである。

7分5厘夫役米制度は百姓側からすれば現夫を提供しないで、耕作に専念できるということであった。その反面は中段にあるように、「堤川除御普請は如今迄、御城様より被仰付可被下候」ということである。このことの内容をわれわれはもう少し検討する必要があるだろう。そのため、明暦2年にその原型が成立したと推定できる延宝2年制定の「定帳」から、夫役に関係する条項を拾ってみた。<sup>(28)</sup>

〔定帳第四在郷山中之部カラ〕

- 4-7 一 在々仕出手形之内、村送り人馬書入、郡奉行致判形月番判を取、人馬奉行へ遣候、村々ハ人馬奉行共連判にて手形可遣之事
- 4-12 一 在々年貢米、如先規五里着着 遣捨也、但五里より上ハ人馬奉行手形を其村々出シ、別大帳ニ可記置之事
- 4-16 一 先年米式俵宛下置候千石夫之郷中間百人、大帳ニ付等名付書記、御公儀御普請・陣立・御上洛之時、無相違罷出候様ニ郡奉行常々可申付候、何用之儀有之候得共召仕間敷候、実々遣はて不叶義有之ハ、其旨令言上、召仕可申事
- 4-21 一 段木川下候時、川並百姓、時より雇可申事
- 4-27 (七分五厘之夫役米可納覚 前頁引用ニ付省略)
- 4-29 一 在々村送之人馬、大形之儀ハ遣シ中間舖候、けにけに遣候ハて不叶候ハ、能吟味仕、郡奉行手形致、別紙ニ遣シ可申候事
- 4-36 一 在々仕出手形、改奉行毎年二人申付、人馬奉行元帳と、村々庄屋所ニ在之手形ト引合勘定を究、改判裏判を取、其年之暮ニ次米ニ可仕事
- 4-45 一 在々百姓召仕候扶持方米、一日屯人ニ付五合宛、但半日迄可為仕捨、右之扶持方米、其年七月・極月両度可相渡之、尤普請之刻ハ当座可渡之、惣而何ニ不寄人足召仕候儀、扶持方米出ス分ハ、其時之奉行之者表判、裏判ハ役者帳ニ有之通、手形を以可相渡、附

注(28) 定帳については拙稿「美濃国大垣藩藩法典『定帳』成立考——近世藩法の一存在形態——」法学研究33巻9号をみられたい。なお条文の上に付した番号は定帳第4在郷山中之部第何条という条項番号である。

- 仕捨之人足も其時之奉行人、高ヲ書付、郡奉行江可指置之事
- 4-46 一 根尾・西北山ニ而召仕候人足一日一人ニ付五合宛出置之、手形之儀、表判ハ其時之奉行、裏判ハ役者帳ニ有之通り仕、人馬奉行江可遣之事
- 4-47 一 在々用水井堀樋普請等正月より無油断、其所之代官等十村組之庄屋へ申付、其村之人足ヲ以可申付候、乍然耕作之時分、又者大分之人足入候普請之儀ハ、其近郷十村組歟、又ハ老万石与之村人足を以申付、此方之人足ニハ申付間舖候、若油断仕春中ニ仕廻不申、耕作之さゝわりニ成候ハ、其村之代官十村与之庄屋之儀ハ不及申、代官郡奉行急度過意可申付事
- 4-49 一 木知原魚梁ニ請候人足一日二人宛、外山ハケ村より出シ、魚梁奉行焼候薪など伐らせ被下候得と、木知原百姓断申上ニ付而、其通ニ申付事
- 4-50 一 先規より仕来候道橋破損繕人足、大名衆御通候時助人馬、村歳米出可申人馬、右三色先例のことく仕捨、扶持方米出シ不申候、表判・裏判等触状之儀ハ役者帳ニ在之通ニ可仕事
- 4-66 一 在々庄屋共より小百姓へおりかけ物、其代官念を入、判形致置候様ニ、郡奉行可申付之事
- 4-91 一 科人有之而、在々引候者、村々之賄ニ申付、人馬等可致、村送候等、警固之者可為仕出候事
- 4-126 一 不寄何事、用等有之節、十村与之庄屋一ケ村呼集、百姓之障を不可費、大形之儀ハ書付を廻シ埒明可申事

定帳は家中身分にあるものが守るべき法を成文化したものであるから、農民支配に関する在郷山中之中部においても、支配の仕方について守るべき基準を示しているのである。上に引用した諸条項の大部分はすでにあげてきた対農民諸法令もしくは百姓請書に含まれており、ここでは家中が農民支配を行なっていく上で心得ておかねばならない条項として、分出しているのである。

不正不義の行なわれることのないよう、嚴重に百姓使役の明細を記録させ、口頭ではなく、必ず証拠となる「手形」によって命令を出している。その基本的な関心は小百姓保護・耕作精励にあったといえよう。

## 5 家中普請役

ところで、前節にあげた定帳第4在郷山中之中部47条に、「在々用水井堀樋普請等……此方之人足ニハ申付間舖候」という文言がある。これは寛文7年請書にあった「堤川除御普請は如今迄、御城様より被仰付可被下候」という文言と対応する。この文言の意味するところは何であろうか。

定帳第1家中之中部第2条は起請文前書であるが、その4項に「御陣并御番・御普請之時分」という文言がある。つまり領主と家中の間の忠誠奉仕関係を三つの勤役形態として表現しているのである。御陣とは非常に際して、家中が軍隊編成で出動することをさし、この場合は軍役諸法度にもとづいて行動することになる。御番は平時における警衛ならびに行政に関する職務奉仕であり、警衛

は軍役に準じ、行政職務は定帳の規定する所に従ったであろう。

御陣・御番とならんで、御普請が同列に扱われているところに、御普請が家中に対してもっている重要な位置を認めねばならない。この御普請のための勤役は「家中役」または「普請役」とよばれている。定帳第10雑之部の第1条に「侍帳并役者帳・普請役帳、右三通毎年正月中ニ、月番之内ニ而隔取仕、認可差上之事」という規定がある。侍帳は軍役奉仕のための台帳であり、御番奉仕のための台帳が役者帳であり、御普請奉仕のための台帳が普請役帳なのである。百姓の夫役台帳が「在々家付人改」帳であることと較べられる。

さて定帳には第5普請之部が設けられており、41ヵ条からなる。そのほか第1家中之中部にもいくつか関係する条項が散見できる。以下、それらを検討してみよう。

堤普請を管掌するのは普請奉行・破損奉行である(5-1 普請并作事之儀、普請奉行・作事奉行、諸事無油断可申付事)。普請奉行は毎年春になると、堤奉行とともに堤普請の目論見をたて、見積りをして翌年に行なうべき普請の準備をする(5-2 毎年春中ニ堤普請目論見、普請奉行老人・堤奉行一人・足輕相目老人宛差加罷出、年内ニ見積可埒明、春ニ至而相定日限より普請可申付事)。そして、出来上った分について検査の上請取るのであった(5-5 毎年内外之堤并新田堤出来、請取刻、普請奉行万事念を入、改可請取之、其上ニて手形可出之事)。

堤普請は家中に区割を割って割当てられる(5-7 家中役之者、堤割普請出来次第、一組宛成共、早々改可請取、若不相渡以前ニ破損之所、有之ハ、築直させ可請取事)。また百姓にも割当てがあった(5-6 百姓堤普請之儀、奉行不請取已前ニ破損於有之ハ、其町場請取百姓失墜ニ仕、築かせ可請取之事)。

家中への割当てかたや、また普請に必要な土取場について、普請奉行は依怙鼠鼠のない様にし、場所は隔取できめられた(5-11 惣堤普請割之儀、普請奉行依怙鼠鼠、又ハ土取場能致吟味、可申付之、尤場所可為隔取事)。そして土取場に用いてはいけない場所もきまっていた(5-8 所々馬出し・武者たまりの土、急之普請成共、少及とらせ間敷事)。

実際に堤普請に従事する期間は、「家中役」を負うものが正月11日からであり、足輕の場合は正月を休ませ、2月朔日から普請に従事させた(5-3 毎年普請始、家中役之もの、正月十一日ハ可出之、足輕ハ正月中休ませ、二月朔日ハ普請可仕事)。

そのあと、「家中普請役」のものは1カ月に2日の休みがあり、また2月朔日から3月3日まで毎年赦免されている。もし急の普請のため、休みがとれなかった場合は「過上」として計算され、代休をとることもできた(1-34 家中普請役之者、一ヶ月ニ二日宛休ませ可申候、并二月朔日ハ三月三日迄、毎年普請令赦免之候、若急之普請有之而休ませ不申候ハ、過上ニ立、いつにても引可申候)。過上については別の規定があって、翌年の役負担と相殺させる場合もあった(1-33 家中役之者、年内ニ過上於有之者、翌年之普請之時、可差次之事)。また新参の知行取は召抱えられたその年の知行米をうけとった後、翌年の3月4日から「家中役」を負担した(1-18 新参之知行取、役人出儀、所務仕翌年三月四日

より役人可出之事)。年末になると、12月10日から24日までは4分役と軽減され、25日から晦日まで無役となった(5-16 家中役之者、毎年極月十日より廿四日迄ハ四分役、廿五日より晦日迄者無役、但急之普請有之而役人出候者、翌春過上ニ可立之、附未進春江越候時ハ、為代、老人ニ付三人宛可出之事)。

足輕の場合は1ヶ月に4日の休みをとらせるが、まったくの休みではなく、「弓・鉄炮」の稽古をさせることとなっていた。そして家中の場合と同じく急の普請などに出役したときは過上に計算された(1-35 足輕一ヶ月ニ四日宛休セ、弓・鉄炮稽古仕セ可申候、并正月中毎年普請令赦免之、若急之普請有之而休セ不申候ハ、過上ニ立、いつニても引可申事)。

普請役は右にみてきた如く、年末・年始以外、1年中行なわれることを原則としているが、1日の出役の時間も「朝ハ五ツ、昼ハ九ツ」までと定められている(5-9 普請之者、毎朝貝鳴次第罷出、朝ハ五ツ、昼ハ九ツニ罷歸、貝鳴次第早々可罷出、若遅参之もの有之ハ、未進可申付事)。

普請の仕事は野外で行なわれるから、天候によって左右される所が大きい。多少の雨のときは休ませないきまりがあり、もし大雨・大雪が降って仕事に差支える時は、伺いの上適宜に申付けることとなっている(5-22 足輕・中間・家中役人、年中普請申付候ニ、雨降候共、休セ中間敷候。見斗それぞれニ召仕可申候、若大雨、大雪降、実々普請不罷成候者、其旨窺、宜可申付事)。そして代りに命じる仕事の種類も一応きめられていた(5-21)。

足輕については「塀土こね候」・「古雪隠堀候事」・「土居之草刈候事」の三種の仕事をやらせてはいけませんが、その他はかまわないとしている(右之三色之分ハ不為仕、其外之用事等ハ可申付事)。

中間については「普請不仕時ハ此書付之通、無懈怠可申付」として、「組なひ申事」「持籠あみ申事」「疊のこもあみ申事」「米打候事」「段木割候事」「すさ拾候事」「すさ伐候」の七種をあげ、さらに「右之外、何ニても其時ニ至て見斗可申付事」としている。

ただし、大水の際、「家中役」のものは出役しなければならない。そして徹夜した時は翌日の役と振替になった(5-17 大水之時分、家中役之者、当地ニ罷在候節ハ、其組之請取提江可罷出、夜中罷有候者、翌日之役ニて指次之、未明より已刻迄提ニ罷在候者、其日一日之役ニ可相立事)。

右は定期的休みや、仕事の振替についてみたのであるが、ほかに種々の場合に普請役が引かれている。

泊り鷹野や鹿狩りの供をした時、知行取はその禄高に応じて家中役を引かれた(1-21 右之節(1-19 泊り鷹野・鹿狩杯之供之面々云々を指す)供之者家中役之者可引覚)。たとえば、百石から二百五十石までは一人(1-21-1)、三百石以上は二人(1-21-2)を役之者から引くのである。月番・子小姓頭は例外であった(1-21-3)。右は本人が供に出た場合であり、もし嫡子が供をした時は、百石から四百五十石までのものが親の役から一人、五百石以上のものが親の役から二人を引くのである(1-21-4)。

こうした引役は帳面に書記して、普請奉行に知らせねばならなかった(1-22 此外、役之者、引

積、別帳ニ記之、普請奉行手前へ可相渡之)。知行取は右の様な鷹狩・鹿狩の外、方々へ使者として出掛けるような事があり、これも役から引かれた(5-12 知行取、方々江使ニ遣候時ハ其日数之通、役人引可申候、罷歸役之者休日、十里より廿里迄ハ一日、廿一里より三十里迄ハ三日、三拾一里より五拾里迄ハ五日、其外ハ江戸立帰並たるべき事)。

足輕たちも同様な引役が行なわれている(5-13 方々江供使ニ遣候足輕、休日或ハ算用成、渡り人共外定引之者之外、不寄何ニ久敷掛り申者、改儀、役者帳ニ有之ハ、毎日普請割帳、能穿鑿可仕事、5-14 手明足輕・中間、方々江使、并諸奉行勘定杯、日教改之儀、破損奉行并普請奉行之当番一人吟味可仕事)。

ほかに家作や、住居の破損・屋敷替の際の役赦免の規定もみられる。

家中役の場合、「普請役之者引候儀、普請奉行・大工頭、作事之大小ニ随ひ、定之通、見積、月番手形を以、可引之事」(1-36)と定められ、足輕は「家作暇日、十日、破損繕候ハ五日、令赦免之、右之改、普請奉行当番・破損奉行立合、吟味之上可申付事」(5-15)と定められている。

定められた役について、過上や引役をみてきたが、ほかに「未進」がある。「未進」があった場合、過意処分として、家中役1人につき3人分の割で余計に勤役せねばならないのである(5-16 附り書 未進春江越候時ハ、為代、老人ニ付三人宛可出之事)。それは中間にも適用されている(5-26 中間、普請未進有之ハ、家中役人並ニ可申付事)。

病気で役を勤められない時はどうなるのか。中間と足輕についての規定がある。「中間煩候者五日迄ハ日用出させ可申候、乍然、中間改・横目相加、遂穿鑿、本病ニ究候者三十日迄ハ煩ニ立可申候、若長病ニ候者、人代を立可申事」(5-20)と定められ、「足輕煩候者、五日迄ハ日用出させ、其以後横目之者遣し遂吟味、本病相究候者、百日迄ハ煩ニ立可申候、百日過者、其頭江普請奉行可相断、右之日用若令難涉者、為過代一日老人ニ付米五升宛切米ニて引可申事」(5-35)となっている。百日以上の長病の者について「可相断」とあるのは暇を出すことである(1-40 附り書 附惣足輕之者長病ハ百日迄分赦免之、百日以後ハ暇取セ可申事)。

病欠勤の規定は家中の場合には見られない。身分格式・給与体系の違いからであろう。また家中つまり知行取が家中普請役を負担する場合、普請場で直接に肉体労働を提供していたからではないためであろう。実際に堤普請に労働力を提供したのは知行取の奉公人であったと思われる。それは普請役に従事する奉公人を雇う際の規定があることから知られる(1-5 知行取中、奉公人無之ニ付、普請役之者、若召抱儀有之共、訴訟仕間敷候、但子細有之者惣与頭逐穿鑿可申上候、其時ニ至而可有下知事)。この場合、知行取の奉公人であるから、奉公人に対する管理つまり病気の取扱いとか、勤役中の食事等は知行取の責任で行なわねばならなかったのである。ただし「在々ニて家中役之者木賃之儀、老人ニ付て国中・山中共ニ弐文宛出し可申候事」(5-33)という規定があって、食事調理の際の薪代は藩が負担している。

足輕たちが普請に出役した時の、食事等の待遇の規定は、かなり詳細に定められている。

注(29) 過意処分等の罰則規定については前掲拙稿「定帳成立考」の72・3頁をみられたい。

足軽在々普請ニ遣候時、普請場大垣より一里之内ハ日帰ニ可申付事 (5-28)  
 足軽在々ニテ普請仕候時ハ、六拾人ニ付而、塩壺升・味噌壺升宛、台所より可遣候、但城廻普請ニハ  
 遣間敷事 (5-29)  
 在々ニテ足軽普請之時、昼飯遣候、城廻普請之時ハ不遣候事 (5-30)  
 足軽在々普請之時ハ拾五人ニ付、食糺人足寄人宛遣候事 (5-31)  
 足軽在々ニテの木賃、右同前 (前引5-33 家中役木賃寄人ニ付二文を指す一引用者)、但台所より  
 出し候事 (5-34)

上のように足軽たちに対する食事給与が行なわれるのは、領主からみて知行取抱の奉公人は直接  
 の臣下ではなく、足軽は直接の忠誠奉仕関係にあるからである。

ともあれ、家中一統に課せられる普請役は以上の如くであった。こうした「家中普請役」は毎年  
 の「普請役帳」によって確認されており、年間の出役状況は過上・未進などを含めて、毎年正月に  
 清勘定を藩主に提出し、監査をうくべき52種の勘定帳簿のうち4種に統括されている<sup>(30)</sup>。それは  
 定帳第八勘定之部にある「毎年正月役者仕上目録覚」のうち、「堤普請人足」(8-31-21)、「堤普  
 請惣」(8-31-22)、「家中役人出シ」(8-31-39)、「足軽普請未進」(8-31-47)である。

以上にみてきたように、家中は原則として普請役を負担しなければならなかったが、「急之普請」  
 以外は免除されるものがあった。「一門之者」「家中赦免役」「持筒組」「持弓組」「手廻之中間」「定渡  
 之足軽中間」の6種は「急之普請有之時ハ、雇可召仕事」(5-38)とされている。

「一門之者」は藩主の血縁者であり、「家中赦免役」のものは役職の種類によって負担を赦された  
 のであろう。

「持筒組」「持弓組」「手廻之中間」の三つは、その飛道具という武装形態から軍隊組織としての  
 機能を平時においても果し得たとみてよいだろう。家中全体が非常の際に、部隊編成としての機能  
 を発揮するのに対し、いわば藩主直属の常備兵の役割を担っているのが、持筒組・持弓組であり、  
 その附属としての手廻之中間なのである。この常備兵的存在は一つには被支配身分に対する威力の  
 具体的形態であるとともに、いま一つには藩主と家中の間の支配服従関係においても、威力として  
 の機能を果していると考えられる。従って、彼らは普請役を赦免されたのである。

「定渡之足軽中間」は、前五者に対し、「此外」と限定的に形容されており、その任務が普請のため  
 の足軽・中間と異なっていたのであろう。

普請のための足軽は月4日の休みに鉄炮の稽古に励み、非常の際の軍隊として機能するよう、訓  
 練はうけるものの、日常的な本務は普請のための労働力としておかれていたのである。

それではこのような機能を果さなければならない「家中」はどれほどの人数をもって、年間どれ  
 だけの家中役を負担したのであろうか。この点は、管見の限りに「普請役帳」が見当たらないため、  
 残念ながら、小稿では明らかにすることができない。そこで、大垣藩初期4代における「侍帳」を

注(30) 前掲拙稿「大垣藩の財務機構」をみられたい。

整理し、階層別の量的構成を示して、いちおうの目安を考えることとしよう。<sup>(31)</sup>

表11 大垣藩家中構成

階層別	領主	氏 領 (寛永12~慶安4)	氏 信 (慶安4~寛文11)	氏 西 (寛文11~延宝8)	氏 定 (延宝8~貞享元)	氏 定 (貞享元~享保8)
組 外		6	21	20	23	28
知 行 取		225	281	339	254	230
切 米 取		335	253	318	239	212
小 計		566	555	677	516	470
扶 持 米 取		675	1,042	—	—	—
合 計		1,241	1,597	—	—	—
中 間		500	500	—	—	—
郷 夫		500	500	—	—	—
百 分 比						
組 外		0.5	1.3			
知 行 取		18.1	17.6			
切 米 取		27.0	15.8			
小 計		45.6	34.7	35.0	35.0	35.0
扶 持 米 取		54.4	65.3	1,257(65.0)	958(65.0)	873(65.0)
合 計		100%	100%	1,934	1,474	1,343

表11は大垣藩初期4代における侍帳を整理して得た組外・知行取・切米取・扶持米取のそれぞ  
 れの人数である。氏西・氏定の時期の扶持米取の人数は明らかでない。また、氏西時代を前後に分  
 けたのは延宝8年に財政逼迫のため、家中の人員整理・削減を行なっていることによる<sup>(32)</sup>。

組外とは一門や家老・組頭等で、その禄高はだいたい三百石から二千石位までである。

知行取は知行組に編成されており、禄高は五十石以上三百石未満のものである。

切米取は大小姓組・子小姓組・詰組・歩行組などに編成されており、二十俵取から四十俵取まで  
 である。

上の3種が士分であるが、狭義の家中(御目見得以上)は知行取までであろう。

扶持米取は番組・持筒組・持弓組・御先鉄炮組・御先弓組などに編成され、20俵以下の扶持米を  
 貰う足軽である。

ここまでの広義の家中身分であり、その人数は必ずしも一定していない。

他に傭人として給料を貰う中間があり、また郷夫がいることになる。それぞれ五百人ずつがきま  
 っている。郷夫は高200石当り1人の割合である。

注(31) 「大垣市史 上」に引用されている侍帳から作成した。

(32) 大垣市史 上 415~7頁。

さて、階層別の動きをみると、組外は増加の一途を辿り、知行取は延宝期まで増加し、以後は減少する。切米取は氏信の時代に一たん減るが氏西前期に増え、以後減少している。士分の小計は氏西前期を頂点として以後減少する。氏西の延宝8年削減策が成功したといえよう。

足輕である扶持米取の人数は氏鍊・氏信期しかわからないが、急速な増加を示している。これは夫役代米納制の実施、家中普請役の強化と関係しているとみてよいだろう。氏西・氏定期の家中構成については、氏信期の士分34.7%を基準とし、仮に士分を35.0%とし、扶持米取の人数を推定すると、表11の下段にあげた様な数値を得る。氏鍊期の扶持米取人数を100として、以後の動きを指数で示せば、氏信期154、氏西前期186、氏西後期142、氏定期129となる。

要するに慶安から延宝年間にかけて、大垣藩の家中人数は急速に増加したが、主として扶持米取部分の増加によっているといえよう。そして、その理由は堤川除普請における百姓夫役の現夫免除、家中普請役に必要な家中人員の確保といった事と無関係ではあり得ないのである。ところがその事が藩財政における給与部分の増大につながり、財政状態を圧迫するようになると、領国経済の再生産構造に対する藩権力の介入も後退せざるを得ないといった結果をもたらすことになったのである。

おそらくは寛永期に氏鍊が大垣に入城して以来、営々と、領国経済の基盤拡充・安定化につとめてきた政策志向が、一方では小農民経営の自立化をすすめ、他方では家中労働力による堤川除普請の直接管理へと展開したとみてよいだろう。近世領主における家臣団の役割が単なる軍事的機能や、あるいは一歩進んで、その行政支配的構造における官僚的機能にあるとみるだけではなく、領国経済における再生産過程の重要な部分に対して、直接的な労働力集団としての機能を果たすことになったことを認めねばなるまい。家臣団についての研究が知行取の軍役・番役を対象とする限り、小稿に明らかにした如き認識を得るのは困難であろう。

切米取や、扶持米取といった下士・輕輩の家中機構における役割を集団的戦闘力としてだけみるのではなく、集団的生産労働力として把握することが必要なのではあるまいか。ただ、延宝期以降に、右のような機能がかなり低下したであろうことは、家中構成の動向からみて考慮しなければならない。その代りとして、日用備の形態がしだいに多くなっていったであろうことを、農村の労働力存在形態とのかかわりで再考する必要があるだろう。ともあれ集団的生産労働力としての機能が直接的な農業耕作労働に投下されるのではなく、再生産構造の維持という間接的な対象にむけられており、領国経済全体における家中と百姓の経済的機能の分化として現われていることを評価しなければならないだろう。

百姓夫役が代米納化され、百姓が農業経営に専念し得るような方向で、大垣藩戸田氏の農政志向が実現していく時、家中は国中の堤川除普請のための労働力提供者という性格を明確にしていった。近世領主がその領国経営に、法にもとづいた行政的支配をもって当る時、領国経済を支える農業の

直接的管理は個々の農業経営の自立的な運営にゆだねた（ただし、個々の農業経営が孤立的存在となるのではなく、村共同体という農民の相互連帯組織を通して、その自立的運営を保障させている）。そしてみずからは領国経済の安定化のための行政的管理者という機能を負い、領国経済の再生産過程を水利条件の維持・整備という局面から支える機構とならざるを得なかったのである。もちろん、家中という労働力の再生産費用は年貢に、そして直接経費のいく分かは7分5厘夫役米にという形態で、百姓負担に依存するという財政構造をとっているが、このようにみえてくると、7分5厘夫役米はいわゆる封建地代における労働力形態の現物的（貨幣的）転化とは云い難いといわねばならない。むしろ、藩国家における租税の負担としてみなければ、機能的にも、性格的にも理解できないであろう。また逆に近世百姓の夫役の問題も、こうした観点から追求するものでなければ、その本質を規定することが困難となるのではなかろうか。

## あ と が き

小稿は、1. 昭和32年社会経済史学会大会報告「寛文期における年貢諸役村入用の負担体系」 2. 昭和34年社会経済史学会大会報告「美濃国大垣藩における藩法典『定帳』の成立とその性格」 3. 昭和35年地方史研究協議会大会報告「美濃国大垣藩農政史考」の三つを文章化したものである。もっともその一部は、「美濃国大垣藩藩法典『定帳』成立考」および「美濃国大垣藩の財務機構」として既に発表しているが、本来の目的は近世大名の領国経営と農村構造のかかわりを夫役の観点から整理した論考に仕上げることにあった。口頭報告はすませたものの、同じ頃、秀村選三氏の福岡藩を事例とする夫役の2論文が発表され、一読して、夫役の観点からする大垣藩研究を文章化する気力を失い、草稿を机の中に納めてしまったのである。

昭和43年11月、宇尾野久教授の計報に接し、愕然として先生の遺影に香華を献じた。宇尾野先生には高千穂経専で、農政史の講義や、ハイエクスの原書講読をうけ、ついで慶應義塾大学では、故野村兼太郎教授の研究會に参加できる機会を与えて頂き、卒業後も公私ともに、温い御指導をうけることができた。

このたび、追悼号に執筆する機会を与えられ、大垣藩の夫役研究という年来の宿題を果たすこととなった。かえりみると、昭和35年6月、野村兼太郎教授がにわかになされた時、たまたま大垣藩に関する別稿2篇を発表した際であり、あとがきに哀悼の意を表することができた。いままた、宇尾野先生の追悼号に大垣藩研究の一端を発表出来るのは、なにか目に見えない所で、両先生が怠惰な小生の研究進行を叱咤されておられるような気さえする。

ここに謹んで、宇尾野久教授の御霊前に小稿を捧げて、深く哀悼のしるしとし、学恩にいささかなりとも報じたいと願うものである。

(昭和44年9月28日稿了)